

派遣法に基づく情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、当社の派遣事業運営情報を下記の通り公開いたします。

- 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無：有
対象：すべての派遣就業中の労働者
- 派遣労働者の数 03 名（令和 5 年 12 月 31 日時点）
- 派遣先の実数 3 件（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
- 雇用安定措置を講じた人数 0 名（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
- 教育訓練：

訓練内容	実施時間	方法	実施主体	費用負担	賃金
入社時研修	4 時間	OFFJT	当社	無償	有給
受入研修	4 時間	OFFJT	当社	無償	有給
2 DCAD 研修	8 時間	OFFJT	当社	無償	有給
3 DCAD 研修	8 時間	OFFJT	当社	無償	有給
設計研修	8 時間	OFFJT	当社	無償	有給

- キャリア相談 03-6431-8561 キャリア相談担当
- 福利厚生制度：雇用保険制度、年金制度、慶弔見舞金（結婚、出産、親族の不幸時などに支給）
- マージン率 37.3%（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
- 派遣料金の平均額 24,500 円／8 時間（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
- 賃金の平均額 17,800 円／8 時間（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）
- マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもので、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =

派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

※上記のマージン率には、以下の費用などが含まれています。

- ①社員の待機期間中の賃金
- ②有給休暇取得時の賃金
- ③講習時、教育訓練中の賃金
- ④会社負担社会保険料

- ⑤健康診断費用（雇入時、定期）
- ⑥慶弔見舞金
- ⑦出張費用等（ホテル宿泊代、交通費、等）
- ⑧忘年会などの福利厚生費用
- ⑨管理部門の人件費
- ⑩事務所賃借料その他事務費
- ⑪営業活動経費
- ⑫会社が支払うべき税金等
- ⑬会社利益

派遣法第23条第5項では、派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならないとされております。

この中でいわれている関係者とは以下のとおりとなっております。

派遣就労中の当社社員

当社と派遣契約を締結中の企業様

当社で派遣就労を希望する者

当社と派遣契約を検討中の企業様

本内容に基づく情報提供をご希望の関係者の方、その他ご質問の方は以下よりご連絡ください。

support@koyo-teceng.com 情報コンプライアンス担当まで